

# 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画の パブリックコメント案について

令和7年12月11日  
健康福祉部保健所保健総務課

Otsu City

# 目 次

1. 有識者からの意見聴取 -----	p. 3
2. 有識者会議の意見の反映 -----	p. 4
3. 健康危機管理対策協議会医療体制検討部会の意見の反映 -----	p. 5
4. 滋賀県の内容確認による修正 -----	p. 6
5. パブリックコメント案の概要 -----	p. 7
6. パブリックコメント案の構成 -----	p. 9
7. 主な取組（パブリックコメント案第3部の概要）-----	p. 10
8. 今後のスケジュール -----	p. 14
9. パブリックコメントの実施について -----	p. 15

# 1. 有識者からの意見聴取

## (1) 意見聴取方法

- ① 改定により市行動計画の実効性を高めるため、新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議を新設し、専門的な見地からの意見を聴取する。
- ② 計画の多くを占める保健医療分野に関しては、既存の健康危機管理対策協議会医療体制検討部会において、より専門的・重点的に意見を聴取する。

## (2) 各会議の構成員・審議事項

### 新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議

健康危機管理対策協議会の構成員に、学識経験者、人権擁護、社会福祉、地域経済、学校・園の保健分野の有識者を加えて構成する。保健医療分野に加え、感染症のまん延により影響を受ける市民生活、地域経済、人権への配慮等を含む行動計画の全体について意見を聴取する。

### 健康危機管理対策協議会及び同協議会医療体制検討部会

市内の救急告示病院、三師会、警察署、滋賀県、本市消防局、教育委員会、保健所で構成、本市行動計画の保健医療分野について専門的・重点的に意見を聴取する。

意見聴取は、より実効性のある計画となるよう、構成団体の感染症業務担当者等で構成する専門部会（医療体制検討部会）において行い、専門部会は協議内容・結果を協議会構成員に書面等で適宜報告する。協議会構成員は、専門部会での協議内容・結果を確認し、有識者会議の場において計画全体についての意見を述べる。

## 2. 有識者会議の意見の反映

	第1回会議 (7月24日)	第2回会議 (10月23日)	合 計
会議の内容	素案に対する意見聴取	パブリックコメント案に対する意見聴取	—
意見の総数	15件	16件	31件
(内訳)			
計画に反映したもの	5件	1件	6件
今後の取組の参考とさせていただくもの	10件	15件	25件

### 〈計画への反映〉

- ① 「偏見・差別の防止に関して法的責任を伴う可能性があること」、「医療機関の感染症対応への理解促進」、「保健所対策本部と福祉部局との連携」、「抗インフルエンザウイルス薬の適正使用」について追記
- ② 初動期のワクチン接種について「実施」から「推進」に修正
- ③ 対策実施上の留意事項として「子ども、高齢者、障害者への影響の低減に努める」ことを追記

※ ①、②は素案（9月25日 教育厚生常任委員会で報告）で反映

※ ③はパブリックコメント案で反映

※ 意見と対応の詳細は別紙参考資料1のとおり

### 3. 健康危機管理対策協議会医療体制検討部会の意見の反映

	第1回会議 (4月17日)	書面照会 (7月～8月)	第2回会議 (8月28日)	合計
会議等の内容	骨子案に対する意見聴取	素案に対する意見照会	パブリックコメント案に対する意見聴取	—
意見の総数 (内訳)	5件	25件	1件	31件
計画に反映したもの	3件	22件	—	25件
今後の取組の参考とさせていただくもの	2件	—	—	2件
その他	—	3件	1件	4件

#### 〈計画への反映〉

- ①「初動期における疑似症サーベイランスの実施」、「医療従事者のメンタルヘルス対策」を記載。
- ②「社会福祉施設職員の知識向上に向けた取組」について「社会福祉施設等」に変更
- ③書面照会で、主に法的、制度的な面からの指摘・助言をいただき、計画に反映

※ 全て素案（9月25日 教育厚生常任委員会で報告）で反映

※ 意見と対応の詳細は別紙参考資料2のとおり

## 4. 滋賀県の内容確認による修正

- 令和7年8月に計画案を滋賀県に提出し、県行動計画との整合性等の内容確認を受けた。

滋賀県の指摘・助言等による修正は以下のとおり

滋賀県の指摘・助言等 による修正		
計画全体を通じた記載方法に関するもの		2件
取組に関するもの		6件
(内訳)		
項目	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	1件
	検査	1件
	保健	4件

### 〈計画への反映〉

- 取組の実施主体をより明確にするため、目次に注釈を追加
- 「市民」、「市民等」の使い分けを整理
- 相談受付、健康観察、生活支援に係る情報連携について整理
- 有事における検査体制の強化・充実のため、市職員を衛生科学センターに応援派遣することについて追記
- 滋賀県からの職員の応援派遣要請に関する人員確保・協力について追記
- 保健所対策本部が行う保健活動の全体調整について、具体的な内容を記載

※ 全てパブリックコメント案で反映

※ 意見と対応の詳細は別紙参考資料3のとおり

## 5. パブリックコメント案の概要

### 1 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備えた、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画

### 2 改定の趣旨

- 新型コロナ対応の経験を踏まえた政府行動計画、県行動計画の抜本的改定を受け、今後の感染症危機に迅速・的確に対応できるよう改定する。

### 3 行動計画の目的

- (1) **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにすることで治療が必要な患者が適切な医療を受けられようとする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) **市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**
  - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施する。

### 4 行動計画の対象感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症
- ・ 新感染症

※ 季節性インフルエンザやCOVID19、麻しん（はしか）、結核などの1類～5類感染症は当計画の対象外であるが、1類～5類の感染症であっても当計画記載の対策で有効なもの（情報収集・共有など）は、必要に応じて実施する。

## 5. パブリックコメント案の概要

### 5 行動計画改定のポイント

- 政府及び県の行動計画や新型コロナ対応の経験を踏まえ、本市独自の取組も含めて抜本的に改定
- 新型インフルエンザ、新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症への対応も念頭に置いた計画

#### (1) 平時の準備の充実

- ・ 感染症危機発生時の業務の急増に備えた体制整備
- ・ 国、県、関係機関・団体との連携体制の構築
- ・ 有事に備えた訓練の実施
- ・ 情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化

#### (2) 対策項目の充実、柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・ 対策項目の拡充（7項目→12項目）と記載の充実
- ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ・ 対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
- ・ 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替え

#### (3) 情報発信の強化

- ・ 平時からの感染症等に関する啓発
- ・ 迅速かつ正確な情報提供
- ・ リスクコミュニケーションの実施
- ・ 偏見・差別の防止、偽・誤情報への対策

#### 対策項目

<赤字は改定による追加・変更項目>

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ まん延防止
- ⑥ **ワクチン**
- ⑦ 医療
- ⑧ **治療薬・治療法**
- ⑨ **検査**
- ⑩ **保健**
- ⑪ **物資**
- ⑫ 市民生活及び地域経済の安定の確保

※ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での意見のやり取りを通じてリスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定、行動変容、信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

## 6. パブリックコメント案の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
<p>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等</p> <p>第1節 感染症危機対応を取り巻く状況</p> <p>第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定</p> <p>第2章 市行動計画と感染症危機対応</p> <p>第1節 市行動計画</p> <p>第2節 新型コロナウイルス感染症対応</p> <p>第3節 市行動計画改定の目的</p>	<p>第1章 実施体制</p> <p>第2章 情報収集・分析</p> <p>第3章 サーバイランス</p> <p>第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>第5章 まん延防止</p> <p>第6章 ワクチン</p> <p>第7章 医療</p> <p>第8章 治療薬・治療法</p> <p>第9章 検査</p> <p>第10章 保健</p> <p>第11章 物資</p> <p>第12章 市民生活及び地域経済の安定の確保</p>
<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等</p> <p>第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針</p> <p>第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方</p> <p>第3節 様々な感染症への幅広い対応</p> <p>第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</p> <p>第5節 対策推進のための役割分担</p> <p>第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目</p> <p>第1節 市行動計画における対策項目等</p> <p>第3章 本市行動計画の実効性を確保するための取組等</p> <p>第1節 本市行動計画の実効性確保</p>	<p>※ 第3部の各章は、「第1節 準備期」、「第2節 初動期」、「第3節 対応期」の区分で、各時期の対策を記載</p>

# 7. 主な取組（パブリックコメント案第3部の概要）

## ① 実施体制

- 多様な主体が相互に連携する体制を構築し、実効性のある対策を実施する。

### 【準備期】

- ・ 感染症発生時の応援体制をあらかじめ確保（保健予防課兼務職員、感染症業務支援隊）〈独〉
- ・ 県、関係機関・団体等との会議等を通じて連携体制を確保
- ・ 有事に備えた実践的な訓練の実施

### 【初動期・対応期】

- ・ 早期に危機警戒本部を設置し、全庁体制へ移行〈独〉
- ・ 応援職員の動員による業務体制の確保
- ・ 対策本部の設置時に保健所対策本部を設置〈独〉



## ② 情報収集・分析

- 情報収集・分析を通じて感染症のリスクを評価し、施策の意思決定につなげる。

### 【準備期】

- ・ 県、関係機関・団体等とのネットワークの構築による情報収集・分析の体制整備
- ・ 訓練、研修等による専門性を有する人材の育成

### 【初動期】

- ・ リスク評価の実施
- ・ リスク評価に基づく迅速な対策の実施
- ・ 情報収集・分析により得られた情報、対策の市民等との共有

※ 対応期も継続

### 【対応期】

- ・ 市民生活・地域経済に関する分析の強化
- ・ 状況の変化に応じたリスク評価の実施

## ③ サーベイランス

- 感染症危機管理に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速・適切に実施する。

### 【準備期】

- ・ 指定届出機関における患者の発生動向、入院患者の発生動向、園・学校等の欠席状況等の複数の情報源からの流行状況の把握
- ・ 社会福祉施設等からの報告等を通じて得られる情報のサーベイランスへの活用〈独〉
- ・ サーベイランスにより得られた情報の市民等との共有

※ 初動期、対応期も継続

### 【初動期】

- ・ 平時のサーベイランスに加え、疑似症サーベイランスを開始

### 【対応期】

- ・ 流行状況に応じたサーベイランスの実施
- ・ 地域の実情に応じたサーベイランスの実施、手法の見直し

# 7. 主な取組（パブリックコメント案第3部の概要）



## ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

### 【準備期】

- ・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの方法の整理
- ・ 偏見・差別等の防止、偽・誤情報に関する啓発  
※ 初動期、対応期も継続
- ・ 情報提供・共有体制の整理（情報管理責任者の指定等）〈独〉

### 【初動期・対応期】

- ・ 聴覚、視覚障害者や外国人等、情報の取得に困難を抱える人を含め全ての市民等に分かりやすい情報提供
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（SNSの動向、HP・コールセンターへの質問の把握による市民等の意見の把握 → 情報提供・共有事項への反映等）
- ・ 病原体の性状に応じた対策の変更の分かりやすい周知

## ⑤ まん延防止

- 医療のひっ迫を招かないよう、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

### 【準備期】

- ・ 基本的な感染対策（手洗い、換気等）の普及啓発
- ・ 有事の対策内容や重要性の周知による市民等の理解促進
- ・ 社会福祉施設等の職員への感染症に関する研修会等の実施〈独〉

### 【初動期】

- ・ 市内での発生に備えた対策の準備（疫学調査、入院勧告、濃厚接触者に対する外出自粛要請、健康観察等）

### 【対応期】

- ・ 患者や濃厚接触者への適切な対応
- ・ 病院、学校、社会福祉施設等における対策の強化

## ⑥ ワクチン

- 迅速な接種が可能となるよう平時から準備し、有事には国の方針に基づいて速やかな接種を推進する。

### 【準備期】

- ・ 接種に必要な資材の確認・準備
- ・ 予防接種やワクチンへの理解を深める取組

### 【初動期】

- ・ 接種体制の構築、接種実施準備

### 【対応期】

- ・ 接種の実施
- ・ 追加接種の円滑な実施に向けた県、医療機関等と連携した継続的な接種体制の整備
- ・ ワクチンの安全性等に関する情報の周知
- ・ 医学的な理由等によるワクチン未接種者に対する市民等の理解促進に向けた啓発



## 7. 主な取組（パブリックコメント案第3部の概要）

### ⑦ 医 療

- 医療提供体制の実効性の確保に向けて医療機関等を支援する。

#### 【準備期】

- ・ 医療機関等との平時からの情報共有・連携
- ・ 協定締結等による移送体制の確保
- ・ 有事の医療提供体制に関する準備と合意形成

#### 【初動期】

- ・ 市内の医療提供体制や受診方法等の周知 ※ 対応期も継続
- ・ 相談センターの整備（県と共同設置）
- ・ 検査体制の整備

#### 【対応期】

- ・ 相談センターの強化
- ・ 宿泊療養施設、移送体制の確保
- ・ 流行状況に応じた医療提供体制の構築

### ⑧ 治療薬・治療法

- 国の進める研究開発・人材育成に協力するとともに、有事における本市が担う役割を果たす。

#### 【準備期】

- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発、臨床研究等への協力
- ・ 予防投与に使用する抗インフルエンザ薬の使用方法等の確認、共有

#### 【初動期・対応期】

- ・ 医療機関等への診断・治療に資する情報の提供
- ・ 濃厚接触者、十分な防御なくばく露した救急隊員等への必要に応じた抗インフルエンザ薬の予防投与

### ⑨ 検 査

- 患者の早期発見、流行状況の的確な把握のための検査体制を整備し、的確な対策につなげる。

#### 【準備期】

- ・ 国、県と連携した検査体制の整備
- ・ 検査物資の備蓄・確保
- ・ 検査措置協定を締結した民間検査機関等への体制整備に関する相談対応

#### 【初動期】

- ・ 検査実施能力の確認を含めた検査体制の整備

#### 【対応期】

- ・ 必要に応じた検査体制の拡充

# 7. 主な取組（パブリックコメント案第3部の概要）

## ⑩ 保 健

- 保健所の体制を整備し、積極的疫学調査、健康観察、生活支援等を実施する。

### 【準備期】

- ・ 保健所の有事体制を構成する人員の確保
- ・ 多様な主体が参画する会議体の活用による連携体制の構築

### 【初動期】

- ・ 有事体制への移行準備
- ・ 感染症に関する情報発信
- ・ 県と連携した市民、医療従事者、社会福祉施設職員等に対するメンタルヘルス対策の実施  
※ 対応期も継続

### 【対応期】

- ・ 有事体制への移行
- ・ 患者の健康観察、生活支援
- ・ 積極的疫学調査の実施及び適切な対象範囲の見直し
- ・ 県と連携した各機関等へのメンタルヘルス対策の強化の啓発

## ⑪ 物 資

- 有事に備え、感染症対策物資を適切に備蓄する。

### 【準備期】

- ・ 感染症対策物資の備蓄、定期的な確認
- ・ 社会福祉施設への備蓄の呼びかけ

### 【初動期・対応期】

- ・ 感染症対策物資の補充・更新

### ※ 感染症対策物資

→ マスク、手袋、防護具 等



## ⑫ 市民生活及び 地域経済の安定の確保

- 必要な支援・対策により、市民生活及び地域経済への影響を最小化する。

### 【準備期】

- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備（行政手続、支援金の交付等）
- ・ 市民や事業者への衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の勧奨
- ・ 有事における要配慮者への生活支援の準備

### 【初動期】

- ・ 有事における要配慮者への生活支援の実施  
※ 対応期も継続
- ・ 教育・学びの継続への支援  
※ 対応期も継続

### 【対応期】

- ・ 心身への影響に関する施策・事業の実施（孤独・孤立対策、フレイル予防、発達・発育への影響の対応等）
- ・ 事業者への支援等、社会経済活動の安定を確保するための対応

## 8. 今後のスケジュール

年 月	実施事項
令和7年12月	市議会教育厚生常任委員会へパブリックコメント案を報告
	パブリックコメントの実施
令和8年 1月	大津市健康危機管理対策協議会大津市医療体制検討部会（第3回） ※ 場合によっては書面確認
2月	大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議（第3回） ※ 場合によっては書面確認
3月	市議会教育厚生常任委員会へ最終案を報告
	計画改定

## 9. パブリックコメントの実施について

### 1 意見募集期間（予定）

令和7年12月24日(水) から 令和8年1月14日(水)まで

### 2 意見募集方法

市のホームページに掲載、市政情報課及び保健総務課で閲覧

### 3 意見の提出方法

保健総務課へ持参又は郵便、ファックスもしくはメールで提出

### 4 その他

御提出いただいた意見等及びそれらに対する市の考え方を整理し、公表